

報告第9号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、議会において指定されている事項について別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和5年11月27日提出

瀬戸内市長 武久 顕也

## 専 決 処 分 書

損害賠償の額を定め、和解することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、議会の議決により指定された市長の専決処分事項として、次のとおり専決処分する。

令和5年9月25日

瀬戸内市長 武 久 顕 也

### 損害賠償の額を定め和解することについて

岡山市東区穴廿291-1タカオ車両西約100mで発生した自動車事故による損害について、次のとおり賠償額を定め、和解するものとする。

- 1 事故の相手方  
住 所 岡山市北区 [REDACTED]  
氏 名 [REDACTED]
- 2 事故の概要 令和5年7月15日（土）午前1時10分頃、帰所途上の救急車が岡山市東区穴廿291-1タカオ車両西約100mを走行中、対向車とすれ違う際に、相手自動車の右サイドミラーと救急車の右サイドミラーが接触し、相手方の自動車が損傷したものの。
- 3 和解の要旨 瀬戸内市は、損害賠償金として、309,146円を相手方に支払う。